

守健福第384号
令和3年3月11日

守山市社会福祉協議会
会長 山岡 龍二 様

守山市長 宮本 和宏



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書にかかる有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年4月1日 から 令和8年3月31日